

# シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

## 自白調書の任意性なしとして取調べ請求が却下された事例 (平成27年(わ)第3662号覚せい剤取締法違反被告事件)

弁護士 川上 博之

### 1. 事件概要

本件は、被告人が氏名不詳者らと共謀の上、営利の目的で、運搬役である第三者に覚せい剤を密輸させたという事件である。私と亀石倫子弁護士が捜査段階からこの事件の弁護人を務めた。

被告人は当時暴力団に所属しており、その関係者から「荷物を運ぶ仕事」を依頼されたのが始まりだった。荷物の中身については、「覚せい剤ではなく、ケタミンという麻薬」と聞いていた。その後、実際に自分が運搬役を務めたり、第三者に運搬を依頼するなどして、合計20回以上荷物を運んだ。その際、税関職員に荷物を預かられて検査されたこともあったが、本件事件までは摘発されなかった。

元々の依頼主からの説明に加えて、税関検査を何度も通過していた経験から、被告人は、「荷物の中身については覚せい剤ではないという確信を有していた」と当初から主張していた。

### 2. 自白に至る事情

本件事件は、平成22年に、運搬役が関空で税関検査を受けた際に発覚した。運搬役の逮捕を聞いた被告人は逃亡し、平成27年に逮捕されるまでの間、偽名を使いながら生活をしていた。被告人には内妻のAもいた。

警察はAに対して犯人隠避の容疑をかけていた。否認を続ける被告人に対し、逮捕から11日後、取調べ警察官は、「否認するならとことんやる。Aを逮捕することにもなる」と告げた。

被告人はこれを聞き、Aを守ってやらなければならないと考え、警察官の前で自白をしてしまったのである。

その後、被告人は検事調べにおいても自白をし、起訴されることとなった。

本件では、この検察官調書の任意性が争点となった。

### 3. 捜査段階での弁護人の認識

被告人は、自白に転じた理由について、弁護人に対し、「言

いは通らないと思ってあきらめた。後悔はない。」という説明を繰り返すばかりであった。

真実を弁護人に打ち明けたのは、自身が起訴され、Aが処分されないという確認がとれた後であった。弁護人が被疑者ノートを確認できたのも起訴後であった。

被告人が、当時こうした態度をとったのは(信頼関係が十分に構築できていなかったという反省を棚に上げれば)、Aを事件に巻き込みたくないという気持ちが非常に強く、自分だけで抱えて終わろうと考えたからであった。この強い気持ちは、任意性を争う中でも大事なポイントとなった。

### 4. 任意性の判断材料

起訴後、自白の経緯を聞き、任意性を争うという方針をとることにした。

可視化状況及び被疑者ノートの内容は次のようなものであった。

#### (1) 可視化状況について

検察官による取調べは録音録画されていたが、警察での取調べは全く可視化されていなかった。

そのため、まさに自白に転じた場面の取調べDVDは存在せず、その後の検事調べのDVDが判断材料とされることになった。

#### (2) 被疑者ノートについて

自白当日には「外にいる人も守ってやらないと(犯人いんとくとか)「弁護士さんごめんささい」との記載が、検察官調べ後には「利益誘導あったにきまってるだろうよ」「結局いいようにされた」との記載が残されていた。

### 5. 任意性に関する審理

#### (1) 争点整理の結果

弁護人は「自白当日、覚せい剤との認識を認めれば内妻は逮捕されないと考えて自白に至ったのであり、自白は任意になされていない疑いがある」と主張した。

これに対し検察官は「警察官の働きかけはなく、仮にあっ

たとしても、検察官調べの際には、影響は遮断されている」と主張した。

## (2) 審理計画

取調べを担当した警察官、税関職員、及び内妻の順で証人尋問を行い、被告人質問をしたのちに、取調べDVDの採否の判断を行い、再度必要があれば被告人質問を実施する運びとなった。

## (3) 証人尋問・被告人質問のポイント

### ア 警察官への尋問

尋問では警察官が利益誘導の存在を否定することは明らかである。

反対尋問の最大のポイントは、録音録画がなされていない事実を活かし切ることにあった。まず、任意性を担保する重要性を知っていたことを説明させた。そして、警察庁の依命通達の発出の経緯として、国民の信頼を取り戻すために捜査手法の見直しを図ったこと等を確認していった。

ここで、検察官から反対尋問で引用した依命通達の事前開示を受けていないという異議が出された。「捜査に携わる者として当然の前提。開示するまでもない。」との意見を述べ、この異議は棄却された。

そして、本件では警察段階で一切可視化がなされていないことを証言した。可視化をしていない理由については「一律の運用で本人のため。組織を気にして本人が喋れない。」という説明がなされた。これに対しては「可視化を希望するか否か、本人の意思は確認していませんね」「はい。」という形で蓋をした。

### イ 税関職員に対して

税関職員に対する反対尋問では、否認から自白に至った細かな経緯について、「確かでないので答えられない」という回答を続けさせることが出来た。その結果、警察官が述べた自白に至るストーリーは宙に浮いた状態となった。

### ウ 内妻・被告人質問

二人の関係が非常に強かったこと、被告人がとにかくAを守ろうとしたことを理解してもらうための質問を行った。

被告人は被疑者ノートに名前を書くだけで「Aが事件に関係して汚れてしまうような気がして、書くことが出来なかった」というのである。終始落ち着いていて質問に答えていた被告人が、Aの話になると時に感情的になり、涙ぐむ場面も見られた。

## 6. 任意性に対する当事者の意見

### (1) 被疑者ノートの記載をめぐる攻防

検察官は、被疑者ノートに「利益誘導の文言が書いてい

ないこと」を積極的に主張した。また被告人が偽造した可能性も述べた。

弁護人は、「Aの名前を出せない理由が被告人にとっては合理的であること」それでも「外にいる人を守ってやらない」と記していることなどのほか、仮に偽造するならば利益誘導を書き足すだろうと反論した。

### (2) 録画媒体について

録画媒体だけ見れば、積極的に自白をしているようにも見えた。しかし、これは先行した利益誘導による汚染があり、「自白した被疑者」を演じようとした者の態度として不自然でないことを主張した。そして、検察官による遮断措置は、一般的な組織の違いを説明する程度のものであり、意味がないとの意見を述べた。

弁論では、可視化していないことについて、先日の法改正の沿革にも触れた。この改正は、密室内での取調べが、自白の強制を生み、不当な取調べを「言った言わない」で逃げ切らせてきた歴史への反省であると述べ、今日では許されないことを伝えた。

また、被疑者の供述のしやすさの為だと言いながら、可視化の実施について被疑者の意思確認すらしていないことも不自然であると指摘した。

## 7. 決定内容

裁判所は次のような理由により、任意性を否定した。

「被告人が任意に自白したという警察官及び税関職員の証言は、自白に至った経緯という重要な部分において食い違っていること、取調べ過程の録音・録画等信用性を支える証拠が無いこと、被疑者ノートの記載によってもこの供述は支えられていないことなどから、信用性を肯定できない。」

## 8. 判決への影響

残念ながら、一審判決では、荷物が覚せい剤との認識があったと認定されてしまった。任意性を否定させたことは被告人の為にならなかったのである。

本件を振り返って浮かんでくるのは、任意性以外の弁護活動について、もっと出来ることがあったのではないか、という思いばかりである。

余裕を持った日程を確保すべきであったし、任意性の判断を公判前で先行させるという方法もあったかもしれない。実際に、判決後の意見交換会では、取調べDVD(利益誘導の汚染下で自白しているもの)の影響について、裁判員が証拠としてよいか否かに混乱が見られた、という報告もなされた。

今はただ、控訴審での正当な判決を願ってやまない。